

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

嬉野市は、佐賀県の西南部に位置し、北及び北東一帯は阿蘇火山脈の最北にあたる多良山系が連立し、北は武雄市、北東に白石町、南東に鹿島市、西は長崎県に隣接し、面積は 126.41 k m²、総人口 24,302 人(男 11,490 人女 12,812 人) 世帯数 10,165 世帯(令和 7 年 9 月 30 日現在外国人含む)であり、市西部の嬉野地域は、唐泉山、虚空蔵山、国見岳等の山に囲まれた盆地が形成され、良質で高温の温泉資源による温泉観光で賑わい、山の裾野ではお茶の栽培が盛んである。河川は、大野原高原と虚空蔵山系に源を発する塩田川が、市の中央部を貫流し、有明海に注いでいる。塩田川には国見岳を源とする吉田川や、八幡川、鍋野川など 21 の河川が合流しているほか、鹿島市琴路岳に水源を発する鹿島川があるが、小河川のため流域面積が狭く、また、塩田川は有明海の干満の影響が大きい感潮河川であり、台風や梅雨時には大きな災害をもたらしている。本市の 57%を占める山林は 76%が植林され、小山群が繋がっており、急傾斜地崩壊や土砂崩れ、土石流の危険箇所が数多く存在している。

②想定される災害リスク

(洪水：ハザードマップ・ハザード情報レポート)

嬉野市のハザードマップ及びハザード情報レポート(あいおいニッセイ同和損保作成)によると、嬉野市商工会が立地する地域は浸水想定が 3mから 5m未満の地域であり、地域の標高は 8.57mである。当市で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものである。日降水量 100mm以上の大雨は、6月から 7月の梅雨期に最も多く、8月、9月の台風シーズンの順となっている。市内の塩田川下流域では水害をたびたび引き起こしていたが、中でも 1962 年 7 月の梅雨前線による水害及び 1991 年 9 月の台風 17 号による水害は流域に甚大な被害をもたらした。

(土砂災害：ハザードマップ・ハザード情報レポート)

嬉野市のハザードマップ及びハザード情報レポート(あいおいニッセイ同和損保作成)によると、嬉野市商工会が立地する地域は土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所には非該当の地域であり、土砂災害危険リスクは低い地域とされているが、地形的、地質的に不安定な山地丘陵が多く、豪雨等による土石流、急傾斜面の崩壊等の生じるおそれのあるところが多く、さらに地滑り危険箇所が広く分布し、山崩れ、がけ崩れ等が今後も発生する危険性は高い。

(地震：J-SHIS・ハザード情報レポート)

嬉野市の地震ハザードマップステーション及びハザード情報レポート(あいおいニッセイ同和損保作成)によると、嬉野市商工会が立地する地域は地震時の表層地盤のゆれやすさが「中程度」の地域とされており、地震ハザードマップステーションの防災地図によると震度 5 強の地震が嬉野・塩田市街地を中心に今後 50 年間で 10%程度の確率で発生するといわれている。県内及び周辺地域の活断層で本市に震度 6 強以上の被害をもたらす活断層は、佐賀平野北縁断層帯・西葉断層・多良岳南西麓断層帯と想定される。なお、佐賀平野北縁断層帯、西葉断層では、隣接する市町が最大震度 7 と想定されることから、場合によっては、嬉野市に震度 7 の地震が起こりうる可能性も否定できない。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年間の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、市民のほとんどが免疫を有しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。

(その他)

嬉野市は、台風が来襲する頻度が高く接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。台風の風速は、台風を中心から50～150km付近が最も強く、市では地形などの条件で中心から離れていても強風の影響を受けやすく、過去においてたびたび被害を受けている。

また、南部等の周辺地域を震源とする地震や、海溝を震源とする巨大地震により、波高は比較的高くないものの、当市にも津波が到達する可能性がある。津波の原因となる地震に伴い、万が一河川の堤防に液状化による沈下が発生すれば、長期にわたる浸水被害が起きる可能性がある。

大雪被害として、2016年1月24日から25日にかけて県内全域で大雪となり、嬉野市に大雪警報が発表された。最低気温については、観測史上1位の1984年と同じ-6.8度を記録した。大雪や低温の影響により、市内小中学校の休校、水道管水道管の破裂破裂、高速道路や山間部の通行止め等、孤立集落等の被害をもたらした。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,146社

・小規模事業者数 1,076社

【内訳】

令和7年4月1日現在

		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	262	251	嬉野市内の全域に立地
	製造業	153	146	塩田町内に多く立地
	卸・小売業	269	248	嬉野町内の市街地に多く立地
	飲食店・宿泊業	167	157	〃
	サービス業	244	233	嬉野市内の全域に立地
	その他	51	41	
	合計	1,146	1,076	

(3) これまでの取組

1) 嬉野市の取組

- ・嬉野市地域防災計画の策定（令和7年2月、令和5年度嬉野市地域防災計画を修正）
- ・嬉野市国土強靱化地域計画の策定（令和2年3月）
- ・災害時受援計画の策定（令和7年8月）
- ・嬉野市水防計画の策定（令和7年5月更新）
- ・事業継続計画（BCP）【地震】の策定（令和7年7月更新）
- ・災害時職員行動マニュアルの策定（令和7年5月更新）
- ・要配慮者・支援者のための防災行動マニュアル（令和7年7月更新）
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップなどの配布や出前講座の開催
- ・災害情報共有システム（Lアラート）・緊急速報メール・防災行政無線・広報車・ホームページ・SNS（フェイスブック等）・ケーブルテレビなど複数の手段による伝達方法の整備
- ・嬉野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年12月）

2) 嬉野市商工会の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知及び策定支援
- ・関係機関が開催する事業者BCPセミナー情報の周知
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援（令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口・令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口・令和5年7月7日からの大雨による災害に関する特別相談窓口等）
- ・各種共済保険制度への加入推進

II 課題

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、嬉野市商工会事業継続計画を策定したが、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ていないことや、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関しての損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関しての損害保険・共済の知識および提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっても、BCP策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関しての保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

嬉野市商工会と嬉野市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップやハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について周知する。
- ・会報や市報、ホームページ、メールマガジン等において、国、県、市の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業者BCPや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には当市や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

3) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・嬉野市商工会は、令和2年に事業継続計画を作成(別添)。

4) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)や佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスター等について掲示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画や事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・嬉野市商工会と嬉野市で、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、嬉野市商工会、嬉野市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う
(電話だけでなく、SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を嬉野市商工会と嬉野市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認(検温等)を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・嬉野市商工会と嬉野市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、嬉野市商工会と嬉野市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

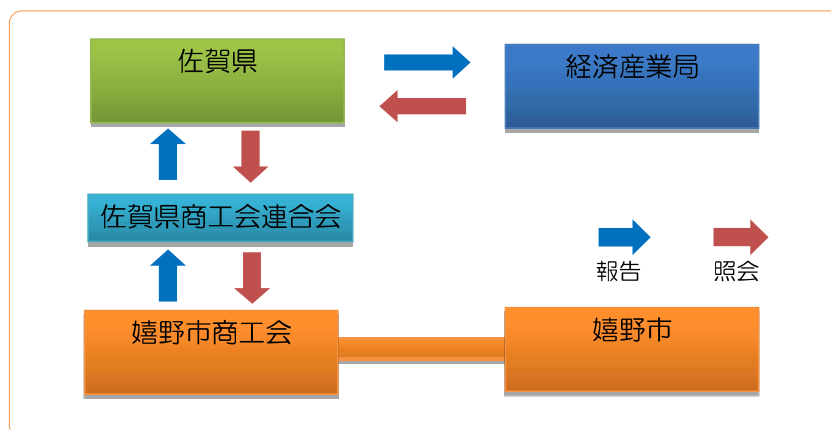
期 間	共 有 頻 度
発災後～2 週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2 日目より 1 日に 2 回共有する。(必要に応じ頻度を増やす)
2 週間～1 か月	1 日に 1 回共有する。
1 か月～2 か月	1 週間に 1 回共有する。
2 か月～3 か月	2 週間に 1 回共有する。
3 か月以降	1 か月に 1 回共有する。

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

- ・「嬉野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、嬉野市商工会と嬉野市で被害情報を共有し、被災地域での実施体制や支援活動等について決める。
- ・嬉野市商工会と嬉野市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・嬉野市商工会と嬉野市が共有した情報を、県の指定する方法にて嬉野市商工会又は嬉野市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、嬉野市商工会と嬉野市が共有した情報を佐賀県の指定する方法にて嬉野市商工会又は嬉野市より県へ報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・嬉野市商工会と嬉野市で開設方法等について協議のうえ相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する。（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所かつ新型コロナウイルス感染症等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。開設方法については、佐賀県や佐賀県商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・嬉野市商工会、嬉野市で協議のうえ、国や佐賀県、佐賀県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。

- ・支援にあたっては新型コロナウイルスの状況も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 8 年 5 月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
嬉野市商工会 塩田本所 (災害対策本部) 法定経営指導員 連携 連絡調整 嬉野市 観光商工課 確認 連携 嬉野市商工会 嬉野出張所 嬉野市 総務防災課	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 [redacted] (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先	
①商工会／商工会議所 嬉野市商工会 経営支援課 〒849-1411 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1777-1 TEL：0954-66-2555 / FAX：0954-66-3034 E-mail： ureshino@sashoren.or.jp （代表）	
②関係市町 嬉野市役所 産業部 観光商工課(嬉野庁舎内) 〒849-1492 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 TEL：0954-42-3310 / FAX：0954-42-2960 E-mail： kankou@city.ureshino.lg.jp	
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	7 0 0	7 0 0	7 0 0	7 0 0	7 0 0
・ 専門派遣費(年 5 回)	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0
・ セミナー開催費(年 1 回)	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
・ パンフ、チラシ作成費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
・ 防災、感染症対策費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・ 会費収入、嬉野市補助金、佐賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	